

**２０２５年度（令和７年度）・２０２６年度（令和８年度）
公園の剪定除草等業務入札参加資格審査申請の手引**

福山市、福山市上下水道局及び福山市民病院が発注する公園の剪定除草等業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする方は、次のとおり書類を提出してください。

	項 目	説 明	備 考
1	受付票		
2	入札参加資格審査申請書		様式１号
3	建設業許可証明書又は建設業許可通知書	建設業法（昭和２４年法律第１００号。以下「法」という。）第３条第１項の規定により造園工事業を許可されていることを証する書面の写し	
4	経営事項審査の総合評定値通知書	国土交通大臣又は都道府県知事が発行した経営事項審査に係る建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号。以下「規則」という。）別記様式第２５号の１５の総合評定値通知書の写し。ただし、２０２３年（令和５年）７月３日以降に審査基準日が到来し、規則第１８条の２に規定する有効期限内のもので、かつ、最新のものとします。なお、追加申請においては、２０２４年（令和６年）７月２日以降に審査基準日が到来し、規則第１８条の２に規定する有効期限内のもので、かつ、最新のものとします。ただし、規則別記様式第２５号の１４の総合評定値請求書（別紙１、別紙２及び別紙３を含む。）の写しで中国地方整備局長又は広島県知事が受付済みであることを証したもの及び登録経営状況分析機関が発行した経営状況分析結果通知書の写しで代えることができます。 また、「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」又は「厚生年金保険加入の有無」の欄のいずれかが「無」となっている場合は、別途保険への加入が確認できる書類を提出してください。	
5	福山市税の完納証明書	福山市に納付すべき市税の完納を証明したもの（写しでも可）	
6	消費税及び地方消費税の納税証明書	国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書「その３」、「その３の２」、「その３の３」又はその写し	
7	技術職員名簿	直近に受審した経営事項審査に係る、規則別記様式第２５号の１４・別紙２の技術職員名簿の写しに、 朱書で加除訂正 を行って申請日現在の状況を示すようにしたもの。なお、剪定等業務を希望する方は、街路樹剪定士又は造園技能士の有資格者を必ず記入してください。 朱書で追加した技術職員及び資格については、当該資格を証する書面及び雇用関係の確認できる書面の写しを添付してください。	
8	業務経歴書	直前１年間の公園の剪定除草等業務における主な業務経歴を記載してください。	様式２、 ２－２号
9	営業用機械器具調書		様式３号
10	印鑑証明書	原本に限る。ただし、２０２５年度（令和７年度）・２０２６年度（令和８年度）の建設工事入札参加資格申請を申請されている方は省略できます。	
11	使用印鑑届	実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出してください。ただし、２０２５年度（令和７年度）・２０２６年度（令和８年度）の建設工事入札参加資格申請を申請されている方は省略できます。	様式４号
12	登記事項証明書	法人のみ提出してください（写しでも可）。ただし、２０２５年度（令和７年度）・２０２６年度（令和８年度）の建設工事入札参加資格申請を申請されている方は省略できます。	
13	認定通知書送付用封筒	長形３号封筒（会社名等の入っているものも可）に、切手１１０円を貼付。宛名を記入してください（郵送提出の場合は２通提出すること。）。	

注１ この申請における公園の剪定除草等業務とは、公園、街路、緑地、浄水場等における樹木の剪定、除草、薬剤散布等の業務をいいます。

注２ 申請書類は福山市指定様式とし、建設業許可証明書、印鑑証明書、登記事項証明書、福山市税の完納証明書、消費税及び地方消費税の納税証明書は、入札参加資格審査申請書を提出する日の３か月前の日以後に発行されたものを添付してください。
申請書類は、福山市建設政策課（契約担当）ホームページで入手してください。
（福山市建設政策課（契約担当）ホームページアドレス <https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/keivaku/>）

注３ 申請の期間は、２０２５年（令和７年）２月３日（月）から同月７日（金）までとします。
なお、追加申請期間は、２０２６年（令和８年）２月２日（月）から同月６日（金）までとします。

注４ 申請を行うことができない方

- (１) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項に該当する方
- (２) 法第３条第１項の規定による造園工事業の許可を受けていない方
- (３) 経営事項審査を受けていない方及び造園工事に係る工事種類別年間平均完成工事高がない方
- (４) 雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の届出、健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の届出及び厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条の届出の義務を履行していない方
- (５) 主たる営業所を福山市以外に有する方
- (６) 福山市に納付すべき市税の滞納がある方
- (７) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がある方
- (８) 経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった方

注５ 提出については、福山市建設局建設管理部建設政策課（契約担当）（市役所本庁舎１０階）へ郵送又は持参で提出するものとし、部数は１部とします。

注６ 入札参加資格の有効期間は、当該入札参加資格の認定の日から２０２７年（令和９年）３月３１日まで有効とします。